

議第21号

平成22年度京都市公共下水道事業特別会計予算

(総則)

第1条 平成22年度京都市公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事 項	区 分	事 業 量	概 要
年間流入下水道量		351,913,000 <sup>m<sup>3</sup></sup>	
1日平均流入下水道量		964,000	
主要な建設改良事業		千円	
公共下水道建設事業		15,700,000	
管きょ施設建設事業		6,066,600	幹線、支線、取付管等の布設
ポンプ場施設建設事業		628,800	石田ポンプ場施設等の建設
終末処理施設建設事業		9,004,600	鳥羽、吉祥院、伏見、石田水環境保全センター施設の建設

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入

第1款 公共下水道事業収益 44,118,000千円

第1項 事業収益 42,312,073千円

第2項 事業外収益 1,805,927千円

支 出

第1款 公共下水道事業費用 45,515,000千円

第1項 事業費用 34,270,454千円

第2項 事業外費用 11,244,546千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額18,053,000千円は、過年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額477,688千円及び損益勘定留保資金17,575,312千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 公共下水道事業資本的収入	35,846,141千円
第1項 企 業 債	25,571,000千円
第2項 出 資 金	5,620,229千円
第3項 国 庫 補 助 金	4,532,600千円
第4項 工 事 負 担 金	122,312千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的収入	6,859千円
第1項 貸 付 金 回 収 金	6,859千円
合 計	35,853,000千円

支 出	
第1款 公共下水道事業資本的支出	53,899,141千円
第1項 建 設 改 良 費	16,665,124千円
第2項 企 業 債 償 還 金	37,230,017千円
第3項 その他資本的支出	4,000千円
第2款 水洗便所築造工事資金貸付事業資本的支出	6,859千円
第1項 貸 付 金	6,859千円
合 計	53,906,000千円

（債務負担行為）

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
公共下水道建設事業	平成23年度から平成25年度まで	千円 18,000,000
施設運転管理等業務	平成23年度から平成25年度まで	61,000

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道建設事業費	千円 10,567,000	証券発行 (他の地方公共団体との共同発行を含む。)又は消費貸借の方法による。	%	起債の日から据置期間を含め40年以内に、元利均等その他の方法により償還する。ただし、財政の都合その他によっては、繰上償還をすることができる。
流域下水道建設分担金	255,000			
下水道建設利息	84,000			
資本費平準化債	6,975,000			
借換企業債(補償金免除繰上償還分)	518,000			
計	18,399,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、25,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における事業費用及び事業外費用の間の流用

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、50,000千円と定める。

平成22年2月17日提出

京都市長 門川大作